

平成24年6月30日

邦人安全対策連絡協議会 ノースカロライナ州（ローリー市）

1 総領事館管轄概要 ～ 管轄は東南部の5州（バージニア州からアラバマ州まで）

(1) 面積 合 計 622787 平方キロ（日本の1.65倍）

日本 378000 平方キロ

ジョージア州 153909 平方キロ

バージニア州 110785 平方キロ

ノースカロライナ州 139389 平方キロ

サウスカロライナ州 82939 平方キロ

アラバマ州 135765 平方キロ

(2) 邦人数（H22/10/1） 合 計 23766人（前年比4.68%増）

（長期滞在者：14333人，永住者：9433人）

ジョージア州 7640人

バージニア州 6645人

ノースカロライナ州 5689人

サウスカロライナ州 1881人

アラバマ州 2160人

(3) 他公館との比較

管轄地内の邦人数は全体で12番目に多い。アトランタ都市圏の邦人数は全体で36番目に多い。

2 犯罪情勢

(1) 連邦検事局ノースカロライナ州事務所は、ノースカロライナ州における犯罪の認知件数は1977年以降で最も低い水準にあるとしています。10万人あたりの犯罪の発生件数は、減少しており殺人事件では7.3から5.1に減少したとしています。しかし、連日報道では銃器使用の凶悪犯罪について報じられており、引き続き注意すべき状況があります（別添記事参照）。

日本と同じ感覚で振舞えば事件の被害者になる可能性が高まります。犯罪の被害者にならないためには当地の治安情勢について日ごろからご注意ください。

(2) 犯罪の認知件数

全体	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入窃盗	一般窃盗
09年	494	2306	11825	23304	107830	216244
10年	476	2013	9610	22554	102690	207719
増減率	微減	15%減	23%減	微減	5%減	5%減

ローリー	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入窃盗	一般窃盗
09年	14	99	832	1056	3187	10030
10年	14	99	643	984	3021	9974
増減率	増減なし	増減なし	22.7%減	6.8%減	5.2%減	微減
グリーンスボロ	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入窃盗	一般窃盗
09年	24	76	908	932	4789	10514
10年	19	56	626	810	4221	9555
増減率	20.8%減	26.3%減	31.1%減	13.1%減	11.9%減	10%減

2 犯罪被害に遭わないための対策 ～ なによりも、日頃の注意と工夫が大切です ～

(1) 日常生活において

- ◇ 在宅時も常に施錠する。
- ◇ 外出時、就寝時は必ず施錠。施錠確認の習慣を身につける。
- ◇ 貴重品類の保管場所は常に見直す。
- ◇ 必要な防犯機器は費用を惜しまずに設置する。
- ◇ 屋外の窓下には箱などを置かない。賊が侵入しにくい環境をつくる。
- ◇ 不意の来訪者がある場合は、ドアを開ける前に十分に相手の身元を確認する。
- ◇ 日頃から「異常」がないか確認する習慣をつける。
- ◇ 監視されている可能性もあるので、勤務先等への移動のパターンをいくつか作る。
- ◇ ご近所から周辺の治安情報について収集。異常があればすぐに対策をとる。
- ◇ 身近に迫った異常については、「冷静」に対応策を考えて行動する。
- ◇ 「緊急連絡網」を作って電話の傍に置いておく。

(2) 夜間外出するとき

- ◇ 絶対に暗い場所を一人で歩かない。
- ◇ 目的地までの移動は素早く行う。寄り道はできるだけ避ける。
- ◇ 街中では、不審な人物がいらないか常に注意する。背後の気配にも注意する。
- ◇ 多額の現金、不要な貴重品は持ち歩かない。
- ◇ 強盗に襲われた場合は、身体の安全を最優先して、無理な抵抗をしない。

(3) 長期間留守をするとき

- ◇ 戸締まりの確認を必ずしてから外出する。
- ◇ 新聞、郵便物が溜まらないよう、業者、郵便局に配達の一時的停止を手続きするか、隣人、友人の協力を得るようにする。
- ◇ 夜間照明のタイマー一点灯で、在宅と思わせる工夫をする。

- ◇ 家の鍵を足ふきマットの下や植木鉢の中などに隠し置きしない。

(4) 自家用車について

- ◇ 「安全運転」を心掛け、駐車時その場所が安全か確認する。
- ◇ 駐車中は、必ずドアをロックする。
- ◇ 駐車中の車内には犯罪を誘発するようなバック類を置かない。
- ◇ アラームなどの防犯装置の設置を検討する。
- ◇ 運転中に尾行されている可能性もあるので、異常を感じたら、安全な場所（例えば車の通りの多い場所）に避難する。
- ◇ 日常の運転ルートを複数用意しておく。
- ◇ 運転前に、車の周り、内部に異常がないかを確認する。
- ◇ 運転中は、常に回りの状況を確認する。
- ◇ 道路地図、緊急連絡先などを常備しておく。

3 交通事故防止

(1) 情勢 (ノースカロライナ州)

ア 運転免許証保有者数	6 5 3 6 6 0 1 人 (2 0 1 0 年)
イ 交通事故認知件数	2 0 9 6 7 1 件 (2 0 0 9 年)
車の事故	3 3 2 0 3 5 件 (2 0 0 9 年)
ウ 交通事故死亡者数	1 3 1 9 人 (2 0 1 0 年)
※ 日本の交通事故死亡者総数	4 8 6 3 人 (2 0 1 0 年)

(2) 安全運転のための基礎知識

ア 飲酒運転はしない。 ~ 邦人が逮捕される事案も発生しています。

罰金 (1 , 0 0 0 ドル以下) 、 4 8 時間の禁固刑などがある。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の鉄則を守りましょう。

- イ 疲労は大敵、早めの休憩を
- ウ シートベルト着用は常識
- エ 慣れない夜間の運転は事故のもと
- オ 慣れない自然環境に注意

広大な平原など平坦な道路では、注意力も低下します。居眠りやオーバースピードに注意を。突然のサンダーstormでは突然視界が奪われることもあります。

4 生活習慣の違いについて

(1) 親子の関係 (当館ホームページも併せてご確認ください) 。

ア 子供の親権問題

米国の国内法（刑法）では、父母のいずれかが親権（監護権）を有する場合又は離婚後も子供の親権を共同で有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供連れ去る行為は重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています。

イ 虐待・体罰など

子供への体罰は虐待とみなされ、刑事訴追されることもあります。

小学生（女子）が「父親とお風呂に入るのが好き」とする作文が警察の知るところとなり、父親が逮捕された児童虐待の容疑で逮捕された事案もあります（他公館管内発生）。

ウ 子供の留守番について

（ア） ジョージア州は子供の留守番について次のような指針を定めています。詳細は、各地の教育委員会若しくはお子さんの通学先などにご確認ください。

- ・ 8歳以下の子供は一人で留守番させない。
- ・ 9歳から12歳の児童は、その発育の状況に応じて短時間（目安として2時間以内）留守番しうる。
- ・ 13歳以上の児童は、発育の状況に応じて一人で留守番しうるが、留守番の時間は12時間若しくは夜間に及ばないように配慮すること。
- ・ 発育障害等のある児童を一人で留守番させない。

（イ） 児童に伝えるべき事項

- ・ 緊急時の連絡先（「911」通報など）
- ・ 緊急時の対処報報（火災発生時の対応や不審者が来た場合の対応）
- ・ 父母の携帯番号や職場の連絡先、自宅の住所（通報受理者に伝えることができるか）
- ・ 信頼のおけるご近所の連絡先
- ・ 言葉に不自由がある場合の対処方法（ご近所の方等に助けを求める等）

（2） 家庭内暴力

ア 国際結婚されている方の中には、外国人の相手とのコミュニケーションギャップや価値観の違いから、虐待や深刻な事態に直面している方もいらっしゃいます。

家庭問題にかかる相談は早めに関係団体・機関へご相談ください。当館でも、必要に応じて、問題可決のための助言を行っています。

イ 日本人同士の夫婦の場合でも、日本と同じような感覚で夫婦喧嘩をしまい、当事者の一方が当地警察に逮捕される事案が発生しています。

ウ 相談窓口：

警察（911）の他、

The Hotline www.thehotline.org 1 - 800 - 799 - SAFE などもあります。

～ 最近の逮捕事案 ～

○ 米国内の空港で些細なことから口論となり、公衆の面前で妻が夫を平手打ちしたことから、同妻が警察に逮捕された事案。

○ 夫婦で自宅で飲食中に些細なことで口論となり、夫から家の外に追い出された妻が、屋外で泣いていたため、隣人が警察に通報し、夫が警察に逮捕された事案。

5 災害・テロ対策

(1) 最近の事例

平成23年4月25～28日かけて米国南部でEF5に達する竜巻(4本)発生しました(米国での年間のEF5は3本程度)。死者の合計は322名(アラバマ州死者239名)となり、1925年米国南部発生の巨大竜巻被害以降、最悪の惨事となりました。(竜巻脅威度については別紙参照)

(2) 災害対策

ア 緊急事態への日頃の準備

「緊急事態」に備えて、日頃からの準備が大切です。

いざというときの家族の集合・避難場所を複数決めておきましょう。

「非常用物資(目安:2週間は凌げる量)」を身近にまとめて管理しておきましょう。

(ア) 非常用持ち出し物資

- ◇ 飲料水(1人1日当たり1ガロン)・長期保存可能な食料品・医薬品
- ◇ 履き物・衣類(季節に合わせた着替分も)・家族全員の医療情報リスト
- ◇ パスポート・現金・クレジットカード類・貴重品・自宅と自動車のスペアキー
- ◇ ラジオ・懐中電灯(予備の電池も)・マッチ・地図・折りたたみ傘
- ◇ 洗面道具・トイレトペーパー・ビニールシート・固形燃料
- ◇ 携帯用の鍋・やかん・紙皿・紙コップ・割り箸・缶切り・栓抜き
- ◇ 帽子・サングラスなど

(イ) 連絡先リスト

- ◇ ご家族全員の携帯電話番号・勤務先・最寄りの病院・警察
- ◇ ホームドクター・学校・日本の大使館・総領事館などの電話番号

イ 緊急事態が発生したとき

(ア) 落ち着いて冷静に対処。

- ・ 冷静に行動する。根拠のない「噂」に惑わされない。パニックに陥らない。
- ・ 群衆に近づかない、群衆の動きにまどわされない。

(イ) 最新情報の入手に努めましょう。

- ✓ CNN、NBC、FOXなどのTVニュース
- ✓ 国土安全保障省(緊急情報) <http://www.fema.gov>
- ・ 日本の外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 在アトランタ日本国総領事館
 - 代表電話番号 404-240-4300
 - FAX 404-240-4311

(2) 米国のテロについて

平成 23 年 4 月以降、米国の脅威度の表記方法が変更されています。

新しい表記方法 ～ 「elevated (高い)」、「imminent (切迫している)」

詳細は、米国土安全保障省の HP をご確認ください。

http://www.dhs.gov/files/programs/Copy_of_press_release_0046.shtm

(3) 空港の利用について

ア 一般的な注意事項 ～ 空港保安検査場での注意 ～

- ・ 液体、ペースト状物品の機内持ち込み制限
- ・ ライター、刃物等の危険物の持ち込み禁止
- ・ TSA ロック以外の鍵は破綻検査の対象。
- ・ その他、身分証明書の提示、靴の着脱、ノート型パソコンの取り出し等については、事前に下記のサイト等でご確認下さい。 www.tsa.gov

イ フル・ボディー・スキャナ、パットダウン

- ・ TSA は検査に対する協力を求めています。

検査を拒否した場合、搭乗を拒否されることもあります。

ウ 空港到着の目安 ～ 出発には余裕を持って ～

- ・ 国内線 : 搭乗開始の 1 時間 30 分以上前に
- ・ 国際線 : 搭乗開始の 2 時間以上前に

6 オンライン安否確認システム

海外での大規模緊急事態の際にホームページ上で邦人の安否を確認するシステム(詳細当館ホームページ参照)。本システムの開設に伴い「全米・カナダ邦人安否確認システム」の運用は終了しました。

7 領事班からのお願い

(1) 旅券の管理と有効期限について

パスポートは、日本国政府が発行する国際的身分証明書であり渡航文書です。有効期限が切れてしまうと再発行の手続きなどが必要となります。夏休みに、一時帰国や米国外に渡航される方は、今一度旅券の所在と有効期間の確認をお願いします。

(3) 「在留 (転出・変更) 届」提出について

緊急事態が発生した場合、当館は、「在留届」に基づいて調査します。「在留届」の提出をお忘れのないようお願いします。その他、帰国・転居時等の「変更届」、「在外選挙」などの提出も併せてお願いします。

在アトランタ総領事館

旧 One Alliance Center,
3500 Lenox Rd. Suite 1600
Atlanta, GA 30342

新 Phipps Tower,
3438 Peachtree Rd. Suite 850
Atlanta, GA 30326
www.atlanta.us.emb-japan.go.jp
電話 404-240-4300
メールでのお問い合わせは : consulate@aa.mofa.go.jp

オンライン安否照会システム

～利用案内～

外務省は、2011 年 7 月より、海外での大規模緊急事態の際に本ホームページ上で邦人の安否を確認する新しいシステムを開設しましたので、その概要について、次のとおりご案内いたします。本システムに関する問い合わせは、外務省海外邦人安全課(外務省代表:03-3580-3311)までご連絡ください。

1.「オンライン安否照会システム」とは

オンライン安否照会システムとは、海外で大規模な災害・事件が発生して邦人が多数巻き込まれる可能性がある場合に、外務省の海外安全ホームページ上で安否照会を本邦及び海外の照会者が依頼することができるシステムです。照会者(被照会者の親族の方:二親等以内)は、受付の際に与えられる受付番号とパスワードにより、その後いつでも、外務省や在外公館が実施する安否確認の結果や情報の更新を同ホームページ上で確認することができます。これまで、大規模な緊急事態にあつては、外務省や在外公館に照会の電話が殺到し、一時的に回線がふさがってしまい、そのようなことが連日続くなど、円滑な対応が困難になる場合があります。しかし、本システムにより、電話の混雑が緩和され、安否の照会並びに外務省・在外公館での安否確認作業がより円滑に行われることが期待されます。近年、日本人が海外旅行をする機会が増え、海外における自然災害や事故、テロ事件など緊急事態に遭遇する可能性も増えています。そのような際には、その地域に旅行・滞在されている方が、本邦のご家族等に自らの安否・所在を直接連絡し、家族等を安心させることが最も効果的であり、そのためにも、海外に渡航される方は、旅行中の日程・連絡先を必ず本邦の家族等に残しておくとともに、旅行の間も、家族等との連絡を絶やさないしておくことが大変重要です。しかしながら、そのような方法による連絡が困難な場合もあります。本システムは、そのような場合に、通常の電話による照会に加えて、オンラインでも照会できる有益な手段として活用いただけることを期待しています。本システムは、大規模な緊急事態が発生した際にのみ外務省の海外安全ホームページ上に立ち上げられ、利用が可能となります。平時はホームページ上に利

用案内のみが掲載されています。災害・事故が比較的小規模な場合は、これまで同様、安否照会は海外邦人安全課（誘拐・テロの場合は邦人テロ対策室）で受け付けます。なお、本システムは、災害・事件の発生から1か月を経過した時期を目処に閉鎖することになります。引き続き、安否の確認が必要な場合は、外務省海外邦人安全課等が直接の窓口となります。

2.システムの操作方法

オンライン安否照会システムは、大規模な緊急事態の際に本ホームページ上に立ち上がります。詳しくは、同システムのガイドに従って操作していただければ登録が完了するようになっていますが、概略は以下のとおりです。

(1)災害・事件・事故の選択

まず、「トップページ」で照会者が安否を確認したい被災者（被照会者）が関係している災害・事件を選択します。なお、同ページにも記載されていますが、これ以降のどのページでもブラウザの「戻る」ボタンを押さないようお願いいたします。画面内の下部に「戻る」ボタンに相当するボタンがあるのでこれを押してください。

(2)受付番号・パスワード取得

次に、「メニュー」の中の「①はじめての方」の項で、「受付番号・パスワードの取得」をクリックして進んでください。「入力画面」で照会者（お問い合わせをいただいている方：自分）の名前、電話番号、メールアドレスなどを入力し、確認ボタンを押します。続いて、入力内容について「登録」を押します。上記に登録したメールアドレスにメール（「外務省安否照会サイトから、仮登録のお知らせ」）が送られてきますので、そのメールの中にある URL をクリックして受付番号とパスワードを取得します。このとき、送付されてくるメールが受信箱（Inbox）に来ないで迷惑メール（Junkmail）に来てしまう可能性もありますのでご注意ください。なお、ここで受付番号とパスワードを取得する際、アルファベットの大文字や小文字、数字が混じっていて間違えやすいので、慎重に書き写すか又は印刷をし、念のためコピーペーストで別のアプリケーションに保存しておくことをお勧めします。

(3)ログイン

次に、「メニュー」の中の「②ご利用内容の選択」の項で、【被災された方の基礎情報について】を選択し、次いで、「③ログイン」の項で、先の作業で入手した受付番号及びパスワードを入力し、ログインのボタンを押します。

(4)被災者情報の入力

つづいて、「新規登録」の画面で、「氏名」や「被災者と照会者と関係」等の必須項目を入力します。被災者情報は1つの受付番号で3人まで登録できます。4人以上の登録の場合は、これまでと同じ作業を行い、別の受付番号を取得してください。朱色の「必須」項目その他をすべて入力し、画面下の「確認」ボタンを押すと登録内容の「確認画面」に移行しますので、「登録」を押せば登録が終了します。なお、「被災者と照会者の関係」では、同関係が配偶者及び兄弟姉妹の場合は「親類」の項目を選んでください。また、「氏名」や「フリガナ」の入力では姓のあとすぐに名前を入力してください（スペースなどは入れない）。以上で登録が完了します。これ以降は、本情報が外務省及び在外公館で共有され、安否確認作業の進捗に応じて、随時、情報が追加・更新されます。それらの情報は、以下の作業によりご確認ください。

(5)被災者情報の確認

「メニュー」の中の「②ご利用内容の選択」の項で、【被災された方の安否の情報について】を選択し、被災者情報が追加、更新されているかにつきご確認ください。「安否状態」が「調査中」から「無事」となれば、安否確認は完了です。外務省・在外公館による調査により被照会者の安否が確認された際には、オンライン上の情報を更新するとともに、その旨を照会者に別途電話でご連絡いたします。なお、照会者が自ら被照会者の安否を確認できた場合には、必ず、オンライン上に「無事」として情報を更新して頂くか、お電話でその旨教えていただけますようお願いいたします。

3.本システムに関する Q & A

(1)開設のメリットは？

これまでは、緊急事態にあつては、外務省に邦人の安否照会の電話が殺到して一時的に回線がふさがってしまったり、それ以降も安否確認のため同じ照会者からの電話が継続するなど、安否照会の円滑な受付が困難になる場合があります。しかし、本システムにより、電話の混雑が軽減され、また、一度登録されれば、翌日以降、いつでも、外務省・在外公館で行われる情報の更新をネット上で確認すること

が可能となります。また、外務省・在外公館にとっても、照会者により入力された情報や、外務省に電話で問い合わせがあった情報が整理され、同じサーバー上で管理・共有されるので、安否確認に係わる作業の効率が大幅に改善されることになります。

(2) 誰でも利用できるのか？

原則として、安否照会の対象は日本人です。また、混乱を避けるため、照会者は原則として被照会者の二親等以内の親族の方に限定させていただきます。

(3) 利用料金は？

無料です。

(4) 安否照会に係わる個人情報はどうのように扱われるのか？

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び外務省規則により適切に保存・管理されます。同法第8条の規定(利用目的以外の目的のための利用・提供を制限するもの)に反して個人情報を公表することは決してありません(ただし、現地で安否確認のために、同法第8条第2項(利用目的以外の目的のための利用・提供制限の例外規定)が定める規定に基づいて、公益性の有無等を判断した上で、関係者に伝達する場合があります)。